## 発議第2号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を高山市議会会議規則(昭和42年4月1日市議会規則第1号)第14条の規定に基づき提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 沼 津 光 夫

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸

藤江久子

中田清介

中筬博之

渡辺甚一

## 提案理由

高山市行政組織条例の一部改正等に伴い改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 高山市議会委員会条例(昭和42年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員
定数及びその所管)	定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、
次のとおりとする。	次のとおりとする。
(1) 総務厚生委員会 8人	(1) 総務厚生委員会 8人
ア 企画管理部の所管に関する事項	ア <u>企画部</u> の所管に関する事項
	<u>イ</u> 総務部の所管に関する事項
<u>イ</u> ~ <u>工</u> (略)	<u>ウ</u> ~ <u>才</u> (略)
<u>オ</u> 支所の <u>企画管理部</u> 、財務部、福祉部及	<u>カ</u> 支所の <u>企画部、総務部</u> 、財務部、福祉
び市民保健部関係の所管に関する事項	部及び市民保健部関係の所管に関する事
	項
<u>力</u> ~ <u>サ</u> (略)	<u>キ</u> 〜 <u>シ</u> (略)
(2) 文教産業委員会 8人	(2) 文教産業委員会 8人
ア <u>ブランド・海外戦略部</u> の所管に関する	ア <u>海外戦略部</u> の所管に関する事項
事項	
イ~キ (略)	イ~キ (略)
(3) 基盤環境委員会 8人	(3) 基盤環境委員会 8人
ア 危機管理室の所管に関する事項	
<u>イ</u> ~ <u>カ</u> (略)	<u>ア〜オ</u> (略)

第2条 高山市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員
定数及びその所管)	定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、
次のとおりとする。	次のとおりとする。
(1) <u>総務厚生委員会</u> 8人	(1) <u>総務環境委員会</u> 8人
ア〜ウ (略)	ア〜ウ (略)
エ 福祉部の所管に関する事項	エ 環境政策部の所管に関する事項

- オ 市民保健部の所管に関する事項
- <u>カ</u> 支所の企画部、総務部、財務部<u>、福祉</u> <u>部及び市民保健部</u>関係の所管に関する事 項

キ (略)

ク~シ (略)

- (2) 文教産業委員会 8人
  - ア 海外戦略部の所管に関する事項
  - <u>イ</u> (略)
  - ウ 農政部の所管に関する事項
  - エ 商工観光部の所管に関する事項
  - <u>オ</u> 支所の市民活動部、<u>農政部及び商工観</u> 光部関係の所管に関する事項
  - カ (略)
  - キ 農業委員会の所管に関する事項
- (3) 基盤環境委員会 8人
  - ア 環境政策部の所管に関する事項
  - イ (略)
  - ウ (略)
  - <u>工</u> 支所の<u>環境政策部</u>、基盤整備部及び水 道部関係の所管に関する事項
  - オ 消防に関する事項

<u>オ</u> 支所の企画部、総務部、財務部<u>及び環</u> 境政策部関係の所管に関する事項

カ (略)

キ 消防に関する事項

ク~シ (略)

- (2) 福祉文教委員会 8人
  - <u>ア</u> (略)
  - <u>イ</u> 福祉部の所管に関する事項
  - ウ 市民保健部の所管に関する事項
  - <u>エ</u> 支所の市民活動部、<u>福祉部及び市民保</u> 健部関係の所管に関する事項
  - 才 (略)
- (3) 産業建設委員会 8人
  - ア 農政部の所管に関する事項
  - イ 商工観光部の所管に関する事項
  - ウ 海外戦略部の所管に関する事項
  - エ (略)
  - 才 (略)
  - <u>カ</u> 支所の<u>農政部、商工観光部</u>、基盤整備 部及び水道部関係の所管に関する事項
  - キ 農業委員会の所管に関する事項

附則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日において在任する常任委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行する。